

株 主 各 位

神戸市中央区港島中町七丁目 2 番 1 号

T O A 株 式 会 社

代表取締役社長 吉 川 隆 典

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年 6 月26日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町七丁目 2 番 1 号
当社本店 XEBEC (ジーベック) ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第61期（平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第61期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
 - 第 1 号議案 剰余金の処分の件
 - 第 2 号議案 定款一部変更の件
 - 第 3 号議案 取締役 2 名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toa.co.jp/profile/ir/kabu.htm>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における日本経済は、原油・原材料価格の高騰により景気の減速懸念が高まる中、米国の金融危機に端を発する世界同時不況が波及し、企業業績の減少やそれに伴う雇用環境にも厳しさが増し、急速に景気が減速しました。当業界におきましても官公庁・民間ともに設備投資計画の見直しなどにより、需要が減少し非常に厳しい経営環境が続いております。

海外においては、アメリカ地域では金融危機による景気の悪化が進行し、厳しい市場環境が続いております。ヨーロッパ地域の需要は概ね拡大傾向にあります。アジア地域では、オリンピック需要が一巡した中国の景気が減速傾向にあります。

このような状況の中で、当社グループは、音響分野、セキュリティ分野ともに新商品の投入により、販売の拡大を図ってまいりましたが、景気低迷の影響を受け需要は減少しました。また、生産面では、原材料価格の高騰が続く中、国内・海外生産拠点における生産性の向上に取り組んでまいりましたが、コスト上昇分を吸収するまでには至りませんでした。

販売面では、国内販売においては、年度後半から顕著となった景気低迷の影響を受け、設備投資計画の見直しなど需要の減少により、22,331百万円（前連結会計年度比1,805百万円、7.5%減）となりました。

海外販売においては、アメリカ地域では、金融危機の影響により市場全体の冷え込みが加速しており、チェーン店舗向けBGM放送設備の売上が減少しました。ヨーロッパ地域の需要は概ね拡大傾向にありますが、英国市場は景気減速により低迷しています。アジア地域では、北京オリンピックに沸いた中国の景気が減速傾向になる中、アンプ、スピーカー等の中国専用品の市場投入、商品系列別の専門流通開拓などを行いました。また、堅調に推移していたアセアン諸国の市場にも不透明感が出てきています。この結果、海外販売は、12,543百万円（前連結会計年度比829百万円、6.2%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、34,874百万円（前連結会計年度比2,635百万円、7.0%減）となりました。

利益面では、販売費及び一般管理費の抑制効果があったものの、売上高の減少が大きく影響し、営業利益は2,845百万円（前連結会計年度比1,367百万円、32.5%減）、経常利益は2,843百万円（前連結会計年度比1,264百万円、30.8%減）となりました。また、当連結会計年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」を新規適用したことにより、たな卸資産評価損115百万円を特別損失に計上しました。

これらの結果、当期純利益は1,707百万円（前連結会計年度比322百万円、15.9%減）となりました。

【音響セグメント】

国内販売においては、オフィスビルのリニューアル需要や工場の増改築需要があったものの、百貨店など商業施設の設備投資計画の見直しなどから売上は減少しました。

海外販売においては、ヨーロッパ地域では、建築案件への非常・業務兼用放送設備の納入などが増加しました。一方、アメリカ地域では、全米の大手チェーン店舗の出店計画延期などによりBGM用アンプやページング用アンプの売上が減少し、アジア地域では、オリンピックが閉幕した中国での建築案件の減少や、金融危機以後の欧米大手企業の撤退による投資意欲の減退から売上が減少しました。

主な新商品としては、イベントコンパニオン、観光ガイド用途向けに、腰に装着して両手が自由な状態で拡声可能な「ハンズフリー拡声器」を発売しました。また、学校・予備校など、隣接室で同時にワイヤレスマイクロホンを使用する場合に、混信に強く、秘話性に優れたワイヤレスマイクシステム「赤外線マイクシステム」を発売し、さらに音楽ホールや体育施設のメインスピーカー用途向けに、「ラインアレイスピーカーtypeC（タイプ・シー）」を発売しました。

これらの結果、音響セグメントの連結売上高は27,629百万円（前連結会計年度比1,110百万円、3.9%減）、営業利益は4,906百万円（前連結会計年度比754百万円、13.3%減）となりました。

【セキュリティセグメント】

新製品の市場導入などにより販売拡充を図りましたが、景気減速による需要の低迷により売上高は減少しました。また、原材料価格の高騰や競合他社との価格競争激化により、営業利益は減少しました。

主な新商品としては、マンションや小型店舗などの一般防犯用途向けに、耐衝撃性能を備え、従来比30%小型化（当社比）した「コンビネーションカメラ」を発売しました。また、コンビニエンスストアの事務室、中規模マンションの管理人室などの限られたスペースに設置するのに適した、壁掛型デジタルレコーダーを発売し、さらに業界最大水準の2TBハードディスクを搭載した防犯カメラ用「デジタルレコーダー」を発売しました。

これらの結果、セキュリティセグメントの連結売上高は6,661百万円（前連結会計年度比1,634百万円、19.7%減）、営業利益は719百万円（前連結会計年度比602百万円、45.6%減）となりました。

(2) 設備投資と資金調達の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資は、主に海外および国内生産子会社の生産設備などの取得を実施しました。この総額は491百万円であり、自己資金により充当しました。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分	第58期 平成18年3月期	第59期 平成19年3月期	第60期 平成20年3月期	第61期 (当連結会計年度) 平成21年3月期
売 上 高(千円)	33,308,692	34,844,523	37,509,996	34,874,555
経 常 利 益(千円)	4,036,375	3,756,624	4,107,729	2,843,100
当 期 純 利 益(千円)	2,629,632	2,398,021	2,029,884	1,707,162
1株当たり当期純利益(円)	74.31	69.07	58.49	49.61
総 資 産(千円)	35,488,864	36,611,708	37,476,994	34,397,707
純 資 産(千円)	25,596,278	27,734,960	28,731,084	27,491,503
1株当たり純資産額(円)	735.67	779.36	807.16	795.66

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

(4) 対処すべき課題

次期の国内外の経済環境は、金融危機による世界同時不況が当面続くものと思われま。当業界においては、民間設備投資計画の縮小に伴い需要の減少が予想され、競合他社との競争が一層激しさを増すものと思われま。

このような環境の中、国内では、より一層顧客中心の営業体制にシフトし、リニューアル需要の掘り起こしを行います。また、セキュリティ・ネットワーク専門営業を主要都市に配置し、各エリアにおける販売を推進牽引いたします。海外では、世界各地域において商品をベースとしたブランド価値と認知度の向上を図り、エンドユーザーの指名・定番化を促進し、販売の拡大に繋げていきます。

生産面においては、引き続き生産効率の向上とコスト競争力の向上に取り組み、利益の確保に努めてまいります。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
アコース株式会社	90,000千円	100%	音響関連製品の開発および生産
タケックス株式会社	35,000千円	100%	セキュリティ関連製品の開発および生産
TOAエンジニアリング株式会社	50,000千円	100%	音響関連およびセキュリティ関連製品のエンジニアリングおよび施工
株式会社ジーベック	30,000千円	100%	ソフト企画制作、音響ホール・スタジオ等の管理、運営
TOA ELECTRONICS, INC.	US\$ 2,000千	100%	米国における当社製品の販売
TOA CANADA CORPORATION	CAN\$ 1,450千	100%	カナダにおける当社製品の販売
TOA CORPORATION (UK) LIMITED	STG£ 1,500千	100%	英国における当社製品の販売
TOA Electronics Europe G.m.b.H.	ユーロ 512千	100%	欧州における当社製品の販売
TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION	NT\$ 20,000千	100%	台湾における当社製品の販売
TOA (HONG KONG) LIMITED	HK\$ 1,500千	100%	中国・香港における当社製品の販売
TOA (CHINA) LIMITED.	US\$ 200千	100%	中国における当社製品の販売
TOA ELECTRONICS PTE LTD	S\$ 170千	100%	アジア、オセアニアにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	RM 1,000千	100% (100%)	マレーシアにおける当社製品の販売
BBM ELECTRONICS GROUP LIMITED	STG£ 1,100千	100%	英国におけるワイヤレス関連製品の製造および販売
TOA VIETNAM CO..LTD.	US\$ 1,100千	100%	セキュリティ関連製品の生産
PT. TOA GALVA INDUSTRIES.	RP44,800,000千	49%	音響関連製品の製造およびインドネシアにおける当社製品の販売
PT. TOA GALINDRA ELECTRONICS.	RP 7,440,000千	47% (47%)	音響関連製品の生産
得洋電子工業股份有限公司	NT\$ 35,000千	34%	音響関連製品の生産
得技電子(深圳)有限公司	RMB 17,091千	49%	音響関連製品の生産

- (注) 1. 当社の出資比率欄の()内は、間接出資比率を内数として表示しております。
2. アコース株式会社は、平成20年10月1日をもって、パスコ株式会社を吸収合併しております。

(6) 主要な事業内容

拡声放送機器、プロサウンド機器、通信機器、映像機器、その他情報伝達機器の製造・販売を主な事業としており、各セグメント別の主な製品は次のとおりであります。

事業区分		主要な製品
音響セグメント	拡声放送機器	マイクロホン、アンプ、スピーカー等の業務用および非常用放送システム、自動案内放送システム、会議・議場放送システム
	プロサウンド機器	プロ用サウンドシステム、劇場・ホール音響システム、デジタルミキシングシステム
	通信機器	インターカムシステム、ワイヤレスマイクロホンシステム、連絡用無線システム
セキュリティセグメント	映像機器	監視用テレビ・カメラシステム (カメラ、モニターテレビ、デジタルレコーダー、ビデオスイッチャー等)
その他		音ソフト制作、消音他

(7) 主要な営業所および工場

① 当社

本社 (神戸市……………海外営業・管理部門)
 宝塚事業場 (兵庫県宝塚市…生産・開発部門)
 国内販売事業所 (仙台市・東京都江東区・名古屋市・大阪市・広島市・福岡市を主拠点とし全国35営業所)

② 子会社

国内生産拠点 アコース株式会社 (滋賀県米原市)、
 タケックス株式会社 (佐賀県武雄市)

国内エンジニアリング等拠点 TOAエンジニアリング株式会社 (東京都江東区)、
 株式会社ジーベック (神戸市)

海外販売拠点 TOA ELECTRONICS, INC. (米国)、
 TOA CANADA CORPORATION (カナダ)、
 TOA CORPORATION(UK) LIMITED (英国)、
 TOA Electronics Europe G.m.b.H. (ドイツ)、
 TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION (台湾)、
 TOA (HONG KONG) LIMITED (香港)、
 TOA (CHINA) LIMITED. (中国)、
 TOA ELECTRONICS PTE LTD (シンガポール)、
 TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD. (マレーシア)、
 BBM ELECTRONICS GROUP LIMITED (英国)

海外生産拠点 TOA VIETNAM CO.LTD. (ベトナム)、
 PT. TOA GALVA INDUSTRIES. (インドネシア)、
 PT. TOA GALINDRA ELECTRONICS. (インドネシア)、
 得洋電子工業股份有限公司 (台湾)、
 得技電子 (深圳) 有限公司 (中国)

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

	従業員数	前期末比増減
当社	739名	27名増
国内生産拠点	247名	2名減
国内エンジニアリング等拠点	127名	12名増
海外販売拠点	209名	25名増
海外生産拠点	1,351名	13名減
合計	2,673名	49名増

(注) 従業員数には契約社員・パートタイマー・嘱託契約の従業員を含み派遣社員を除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
739名	27名増	40.6歳	16.5年

(注) 1. 当社の従業員数には、当社から子会社への出向者を除いており、当該出向者は出向先拠点の従業員数に含めております。

2. 従業員数には契約社員・パートタイマー・嘱託契約の従業員を含み派遣社員を除いております。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
明治安田生命保険相互会社	25,000千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	146,113千円
インドネシアみずほコーポレート銀行	131,783千円

(10) その他企業集団に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	78,820,000株
(2) 発行済株式の総数	35,536,635株
(3) 株主数	3,801名
(4) 大株主	

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
中谷忠子	2,658 千株	7.85 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,499	7.38
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,681	4.96
井谷憲次	1,593	4.70
TOA取引先持株会	1,533	4.52
シスメックス株式会社	1,457	4.30
株式会社三井住友銀行	1,188	3.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,143	3.37
財団法人中谷電子計測技術振興財団	1,040	3.07
日興シティ信託銀行株式会社(投信口)	853	2.52

(注) 1. 当社は、自己株式数(1,652千株)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 出資比率は、自己株式数を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成20年8月18日開催の当社取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議し、平成20年8月19日から平成21年1月15日までの間、市場買付の方法により、自己株式の取得を実施いたしました。

この結果、取得した株式の総数は800千株、取得価額の総額は393,961千円であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役および監査役

地 位	氏 名	担当または他の法人等の代表状況等
取締役社長 (代表取締役)	吉 川 隆 典	
取締役 (専務執行役員)	西 浦 進	セキュリティ開発本部長
取締役 (専務執行役員)	井 谷 憲 次	SCM本部長、オーディオ開発本部長
取締役 (常務執行役員)	川 野 兼 義	技術本部長
取締役 (執行役員)	竹 内 一 弘	営業本部長
取締役 (執行役員)	増 野 善 則	海外営業本部長 海外営業本部海外営業部長
監査役 (常 勤)	西 川 寿 生	
監査役	井 上 尚 雄	
監査役	細 川 喜 信	細川・的場法律事務所 所長

- (注) 1. 監査役井上尚雄氏および細川喜信氏は、社外監査役であります。
 2. 監査役井上尚雄氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 3. 監査役細川喜信氏は、弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の変動

・就任

平成20年6月27日開催の第60回定時株主総会において、増野善則氏が取締役に、西川寿生氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

・退任

平成20年6月27日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役齋藤秀也氏は任期満了により退任いたしました。

(3) 当事業年度中の取締役の地位および担当等の異動

氏 名	新	旧	異動年月日
西 浦 進	専務執行役員	常務執行役員	平成20年6月27日
井 谷 憲 次	専務執行役員	常務執行役員	平成20年6月27日

(4) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員（名）	報酬額（千円）
取 締 役	6	135,000
（うち社外取締役）	（ ー ）	（ ー ）
監 査 役	4	29,550
（うち社外監査役）	（ 2 ）	（ 9,450 ）
計	10	164,550

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、平成20年6月27日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
3. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額3億円以内であります。
（平成18年6月29日開催の第58回定時株主総会決議）
4. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額1億円以内であります。
（平成18年6月29日開催の第58回定時株主総会決議）

(5) 社外役員に関する事項

・監査役

- ① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況等
該当事項はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	井 上 尚 雄	当事業年度開催の取締役会19回のうち全てに、また、監査役会14回のうち全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	細 川 喜 信	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回に、また、監査役会14回のうち全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

- ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人 トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬額	49,000千円
②当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50,200千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、国際的な会計・税務に関する相談業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するように請求いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月1日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」について、次のとおり決議いたしました。

なお、当社は、その整備状況および金融商品取引法の施行を踏まえて、平成20年3月14日開催の取締役会において、一部改定の決議をいたしました。

【内部統制基本方針】

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり当社の業務の適正および財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。

1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および従業員が法令および定款を順守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は「企業倫理規範」を制定する。また、その徹底を図るため、コンプライアンス部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に教育等を行う。

監査室は、コンプライアンス部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会および監査役会に報告されるものとする。

法令上疑義のある行為等について、従業員が直接通報することができる手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置し運営する。

反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび安全保障輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインを制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社対応は危機管理委員会が行うものとする。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役および従業員が共有する全社的な目標を定め、その目標達成のために各部門の具体的な目標および会社の権限を分配する。

- (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項について事前に取締役によって構成される経営戦略会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
 - (3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務執行規程で定め、職務分掌規程、権限規程において、それぞれの責任者および責任、執行手続の詳細について定めることとする。
- 5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業すべてに適用する行動指針として、「グループ企業倫理規範」を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。経営管理については、グループ会社経営管理基本方針を定め、グループ会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度によるグループ会社経営の管理を行うものとし、必要に応じて内部監査を行うものとする。
 - (2) グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査室またはコンプライアンス部に報告するものとする。
監査室またはコンプライアンス部は直ちに取締役会および監査役に報告するとともに、意見を述べるができるものとする。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、上記使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
監査室は、監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。
- 7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役または従業員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。
- 8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役に対して各取締役および必要な従業員からの個別のヒヤリングの機会を設けるとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
- 9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性確保および金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、

その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行なうとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年2月15日開催の取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）」について、次のとおり決議いたしました。また、平成20年6月27日開催の第60回定時株主総会において本対応方針が付議され、承認可決されました。

【当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）】

当社は、今般、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）をとりまとめ、平成20年2月15日開催の当社取締役会において、以下のとおり決定しております。

本対応方針を決定した当社取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が出席し、監査役全員が、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

なお、本対応方針は、平成20年2月15日開催の当社取締役会決議をもって同日より発効しております。また、本対応方針の重要性に鑑み、当社株主の皆様のご意思を反映させるため、平成20年6月27日開催の定時株主総会において本対応方針について承認を得ております。本対応方針は、3年間継続され、3年毎に定時株主総会において継続の可否について承認を得るものとします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）ならびに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、

- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

1. 大規模買付ルールの必要性

(1) 当社の大規模買付行為に対する考え方

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えます。したがって、当社取締役会としては、株主の皆様判断に資するために、大規模買付行為に関する情報が提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示することが必要と考えます。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することも必要と考えます。

また、当事業年度末日現在、当社の創業関係者の保有する株式を合計すると、当社の発行済株式の約20%になりますが、既に相当の分散化が進んでおり、今後当社株式に対して企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性は否定できず、大規模買付行為が発生した場合に、株主の皆様のために必要な情報や時間を確保する重要性は他社となら変わらないことから、当社取締役会は事前の対応策の導入が必要であると考えます。

(2) 当社の状況

■ “機器ではなく音を買っていただく”それが、T O Aの経営理念です。

当社は1934年の創業以来、業務用・プロ用の音響設備とセキュリティ設備の専門メーカーとして、神戸の地から100ヶ国を超える世界の国々へ商品を送り続けてきました。当社と子会社19社（当事業年度末日現在）で構成されるT O Aグループでは、長年培った技術力やノウハウを武器に、商品の企画・開発から生産、販売、運営に至るまでの業務を一貫して手掛けています。“音”や“安全”を通じ、快適な暮らしを皆様にお届けできるよう、音響、映像、ネットワークなどの分野でさらに技術力を高め、より良い商品を作り続けてまいります。

■ セキュリティセグメント

このセグメントでは、防犯カメラシステムを中心とした防犯機器を扱っています。治安の悪化に伴い、防犯機器の需要は銀行や商店などから、街頭、マンション、学校などへと広がりつつあります。社会の安全を支えるこの分野を、当社では成長事業と位置付けています。

自然災害への対策も、このセグメントの重要な使命です。河川の氾

濫に備えた監視システムがその一例です。カメラで水位を監視し、ネットワーク経由で情報を防災施設へ集約し、危険度が高まれば音声避難誘導システムを稼働させ、人々を安全な場所へと導きます。音響、映像、通信における技術力・総合力が不可欠な、当社だからこそ実現できる分野です。

■音響セグメント

T O Aは、世界でも稀な“音”の専門メーカーです。駅やデパートのアナウンス設備や、コンサートホールのアンプ・スピーカーなど、多彩な音響機器を通じて快適な日常を支えています。例えば、高度な音響システム技術が必要な空港の放送設備です。国内でシェア90%以上を確保し、海外でも英国ヒースロー空港など多くの空港への納入実績があります。火災などを知らせる非常用放送設備でも国内トップシェアを誇っております。大型複合商業施設の放送設備、国会や地方議会の議場用システムなど、新たな分野にも積極的に進出しています。

1934年に当時の先端音響機器・マイクロホンを手掛け始め、1954年には世界初の「電気メガホン」を世に送り出したT O Aは、これからも、常に最先端の音響技術を追求めます。

■企業価値向上に向けて

近年、特にセキュリティセグメントで競争が一段と激化するなど、当社グループの事業環境は厳しさを増しています。しかしながら、当社グループでは、私たちにしかできない独自のフィールドを開拓することで、株主の皆様のご期待に応えていく所存です。

当社および当社グループは、今後も中長期的な視野に立ち、変革を続けていく中で、変えてはならない当社の技術力とモノづくりへのこだわりの継承を大きな強みとして、技術力の拡大、蓄積、創造をかさね、クオリティの高い製品とサービスを提供し、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

(3) 情報開示の必要性

以上のような事業を遂行している当社および当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに国内外の顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を維持し促進することが重要な要素になります。株主の皆様にとっても、これらの点に関する十分な情報や理解がなくては、将来実現することのできる企業価値・株主共同の利益を適正に判断することは困難であると考えます。当社は、平素より、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくよう努めておりますものの、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提案が当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等、大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様は短期間の内に適切に判断していただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考えます。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社および当社グループに与える影響や、当社および当社グループの従業員、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社および当社グループの経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、大規模買付者の提案が当社の企業価値・株主共同の利益を高める

ものか否かを考慮し、継続保有の是非を検討していただくうえで重要な判断材料となると考えます。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのか、より当社の企業価値・株主共同の利益を高める代替案がありうるかといった点も、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が、事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであると考えます。また、当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、後述の独立委員会からの勧告や外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成して公表いたします。さらに、当社取締役会が必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示を行うこともあります。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諸否を検討すること（もし代替案が当社取締役会から提示された場合には、大規模買付者の提案と代替案との優劣を検討すること）が可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諸否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の取得と検討の機会を得られることとなります。

当社取締役会は、大規模買付行為が、このような考え方を具現化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、下記2. のとおり事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。なお、現時点において、当社は、特定の第三者から大規模買付けを行う旨の通告や買収提案を受けておりません。

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 情報の提供

当社取締役会が設定する大規模買付ルールの骨子は、①大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会は、一定の評価期間内に当該大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をまとめて公表し、③大規模買付者は、①②の手續後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、当社株主の皆様判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当社取締役会に対して、本必要情報を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容などによって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特

別関係者および（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

- ②大規模買付行為の目的および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④当社および当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑥その他個別具体的な事案において、当該大規模買付行為に対する当社株主の皆様の諾否の判断および当社取締役会の意見形成に必要な情報

なお、本必要情報として提供された情報が十分と認められた場合はその旨を公表します。

また、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(2) 取締役会による評価と意見の公表

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設け、その取締役会評価期間を公表し、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会（後記3. (3)）に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断したときは、その旨の意見を表明します。他方、当該大規模買付行為に疑義や問題点があると考えたときは、当該買付提案について反対意見を表明し、または、代替案を提案します。これらの場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様に対して、当該買付提案に対する諸否の判断に必要な判断材料を提供させていただくにとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もともと、大規模買付ルールが順守された場合であっても、当社取締役会において、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときには、当社取締役会は当社株主の皆様を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として無償割当てによる新株予約権を発行する場合があります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと判断します。かかる場合に該当するか否かを判断するについては、外部専門家等および監査役の意見を参考に提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえ、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙1に記載のとおりです。

- ①次の(i)から(iv)までに掲げる行為等により企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買取行為を行う場合
 - (i)株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - (ii)会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買取者の利益を実現する経営を行うような行為
 - (iii)会社の資産を買取者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (iv)会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ②強圧的二段階買取（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買取行為を行う場合
- ③大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれる場合

④買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付方法の適法性、買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付等である場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを順守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、対抗措置の発動を決定後に、大規模買付者が買付ルールを順守する旨を表明した場合は、対抗措置の発動を取り消します。

大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、外部専門家等の助言および監査役の見解も参考にしううえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙1に記載のとおりです。

(3) 独立委員会の設置

本対応方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲の決定、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しているか否かの認定、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定、対抗措置の要否およびその内容の決定等については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。当社取締役会は、かかる独立委員会（注4）に対して上記の問題を必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について審議し、その結果に応じて、当社取締役会に対して必要な勧告をすることとします。独立委員会は、その勧告の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求したり、必要な情報について説明を求めたりすることができるものとします。独立委員会の勧告は公表することとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動について決議を行うに際して、必ず独立委員会の勧告手続を経なければならないものとし、かつ独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。これにより、独立委員会が取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。また、取締役会の決定に際しては、当社監査役の見解も参考にしううえで決定することとし、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性をより高めるようにいたします。

注4：独立委員会

独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本対応方針が取締役の保身のために利用されないことがないよう監視するとともに、企業価値・株主共同の利益を損なう買収を抑止するという働きを担います。独立委員会の概要は、別紙2のとおりです。

独立委員会は、社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等計3名以上の独立委員で構成されます。なお、本方針の導入時の独立委員会委員の氏名および略歴は、別紙3のとおりです。

4. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上の観点から、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に対する諾否をご判断いただくために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の当該大規模買付行為に対する意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、適切かつ十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切かつ合理的なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合および大規模買付ルールを順守しているものの当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置をとることがあります。具体的な対抗措置の概要は別紙1に記載のとおりですが、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当該大規模買付者についても、新株予約権の無償割当ておよび当社取締役会の承認する第三者への譲渡は認められておりますので、経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社株式が上場している各証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として別紙1に記載の新株予約権の無償割当てを実施した場合には、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別

途お知らせいたします。ただし、株主名簿への記載・記録（いわゆる名義書換）が未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の無償割当ての基準日までに、株主名簿への記載・記録を完了していただく必要があります。（ただし、証券保管振替機構預託株式については、上記手続は必要ありません。）

なお、新株予約権の無償割当ての基準日以後においても、例えば、大規模買付者が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、または、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、その旨の情報を公表します。

また、本新株予約権の無償割当ての中止、または、本新株予約権の取得を行った場合には、1株当たりの株式の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

5. 大規模買付ルールの有効期限等

本対応方針の有効期限は、当初、平成20年6月27日開催の定時株主総会終結の時までとしておりましたが、当該定時株主総会において、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認が得られましたので、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時まで3年間有効期間が延長され、以後も同様となります。以降、株主総会において、承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されることとなります。

また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本対応方針を随時見直していく所存です。

本対応方針はその有効期間中であっても、当社の株主総会または取締役会にて本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。したがって、本対応方針は株主の皆様のご意向に従って、これを廃止させることができます。

また、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対応方針を修正または廃止する場合があります。本対応方針を修正または廃止することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。

6. 本対応方針の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記1.にて記載したとおり、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、

あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株意思を重視するものであること

本対応方針は、取締役会決議により導入されるものですが、そのことについての株主の皆様のご意思を確認させていただくため、平成20年6月27日開催の定時株主総会において本対応方針の承認を議案として上程し、株主の皆様のご承認を得ることができない場合には、本対応方針はその時点で終了するものとしておりましたが、当該定時株主総会において、本対応方針について、付議され、承認可決しております。また、本対応方針は、上記5.にて記載したとおり、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により廃止することが可能です。このように、本対応方針には、株主の皆様のご意思が十分に反映されることとなっております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、上記3. (1)(2)にて記載したとおり、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本対応方針は取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動および本対応方針の廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、上記3. (3)に記載したとおり、独立委員会が、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価、検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型買取防衛策ではないこと

上記5.に記載したとおり、本対応方針は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

したがって、本対応方針は、デッドハンド型買取防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買取防衛策）ではありません。

なお、当事業年度末日現在の大株主の状況は別紙4に記載のとおりです。

以上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める金銭とする。ただし、下記7.の取得条項が定められた場合には、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主は、新株予約権の行使に際して出資すべき金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式を受領することになる。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権は譲渡することができる。ただし、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以上

独立委員会の概要

1. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた当社社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等、3名以上で構成される。当初の構成員は、井上尚雄氏、細川喜信氏、安藤猪平次氏の3名とし、その任期は平成20年2月15日から平成23年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までとする。なお、平成20年6月27日開催の定時株主総会において本対応方針の継続が承認されなかった場合は、その株主総会終結の時までとしておりましたが、当該定時株主総会において、本対応方針について付議され、承認可決しております。

構成員の任期は、当初の構成員を除き、選任された日から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとし、重任を妨げない。

2. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員会の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

3. 決議事項その他の権限と責任

独立委員会は、以下の各号に記載された事項について取締役会の諮問がある場合には、これを検討のうえ自らの意見を決定し、その決定内容をその理由を付して当社取締役会に勧告ないし助言する権限と責任を有する。独立委員会の各委員は、上記の責任を果たすうえで、会社に対して善管注意義務を負い、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から自らの意見を決定することを要し、専ら自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- ①大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の存否
- ②大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲
- ③大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ④大規模買付者による大規模買付行為に対する当社取締役会の代替案の適否の検討
- ⑤本新株予約権の発行（無償割当てを含む）または不発行
- ⑥大規模買付ルールの維持・見直し・廃止
- ⑦対抗措置の発動の要否および内容
- ⑧その他大規模買付ルール、本新株予約権、大規模買付行為に関連し、当社取締役会が判断すべき事項について、取締役会が独立委員会にその意見を諮問することを決定した事項

また、独立委員会は、自らの意見の決定に際して適切な判断を確保するために必要かつ十分な情報収集に努めなければならないものとし、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の氏名および略歴

【氏名】 井上 尚雄 (いのうえ ひさお)

【略歴】 昭和7年11月27日生

昭和30年5月 公認会計士福田憲弥事務所入所

昭和37年4月 税理士登録

昭和41年12月 同事務所退所

昭和42年1月 税理士井上尚雄事務所開設

平成15年6月 当社社外監査役 (現任)

【氏名】 細川 喜信 (ほそかわ よしのぶ)

【略歴】 昭和7年8月1日生

昭和39年4月 弁護士登録

昭和41年4月 細川喜信法律事務所開設

昭和61年4月 大阪弁護士会副会長就任

昭和63年4月 細川・的場法律事務所と改名

平成18年6月 当社社外監査役 (現任)

【氏名】 安藤 猪平次 (あんどう いへいじ)

【略歴】 昭和11年10月18日生

昭和41年4月 弁護士登録

昭和52年4月 神戸地方裁判所調停委員 (現任)

昭和53年4月 神戸 (兵庫県) 弁護士会副会長 (1年)

昭和54年4月 兵庫県建築紛争審査委員会 (昭和62年3月迄)

昭和62年10月 兵庫県 (地方) 労働委員会公益委員 (平成17年6月迄)

平成6年4月 神戸 (兵庫県) 弁護士会会長 (1年)

平成10年4月 日本弁護士連合会副会長 (1年)

平成12年2月 兵庫県 (地方) 労働委員会会長 (平成17年6月迄)

以上

大株主の状況

順位	氏名または名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
1	中谷 忠子	2,658	7.48
2	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,499	7.03
3	株式会社三菱東京UFJ銀行	1,681	4.73
4	TOA株式会社	1,652	4.65
5	井谷 憲次	1,593	4.48
6	TOA取引先持株会	1,533	4.31
7	シスメックス株式会社	1,457	4.10
8	株式会社三井住友銀行	1,188	3.35
9	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,143	3.22
10	財団法人中谷電子計測技術振興財団	1,040	2.93
	合計	16,447	46.28

注. スパークス・アセット・マネジメント株式会社から平成21年1月21日付で提出された変更報告書により、平成21年1月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成21年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名または名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	1,924	5.41

以上

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけております。利益配分に関しましては、安定的な配当を基本におくとともに、業績を勘案しつつ株主への利益還元を図ってまいります。また内部留保にも意を配り、長期的に安定した経営基盤を確保するとともに、積極的な研究開発投資を行い会社の競争力を高め、また財務体質の強化を図ることにより、企業価値の向上に努めてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	25,009,036	流動負債	4,536,932
現金及び預金	10,693,509	支払手形及び買掛金	2,766,223
受取手形及び売掛金	6,915,605	短期借入金	297,889
有価証券	1,300,000	一年内返済長期借入金	5,006
商品及び製品	3,550,846	リース債務	14,016
仕掛品	241,255	未払金	475,808
原材料及び貯蔵品	1,572,076	未払法人税等	95,553
繰延税金資産	457,441	賞与引当金	136,473
その他	343,612	繰延税金負債	5,332
貸倒引当金	△ 65,311	その他	740,627
固定資産	9,388,671	固定負債	2,369,272
有形固定資産	6,373,939	リース債務	64,503
建物及び構築物	3,148,478	退職給付引当金	1,796,163
機械装置及び運搬具	300,903	繰延税金負債	364
工具器具及び備品	530,214	その他	508,241
土地	2,331,512	負債合計	6,906,204
リース資産	57,103	純資産の部	
建設仮勘定	5,727	株主資本	28,367,591
無形固定資産	418,203	資本金	5,279,847
ソフトウェア	257,502	資本剰余金	6,866,382
ソフトウェア仮勘定	48,458	利益剰余金	17,181,829
その他	112,241	自己株式	△ 960,467
投資その他の資産	2,596,527	評価・換算差額等	△ 1,407,705
投資有価証券	1,340,160	その他有価証券評価差額金	169,634
長期貸付金	29,167	為替換算調整勘定	△ 1,577,339
繰延税金資産	837,455	少数株主持分	531,616
その他	389,742	純資産合計	27,491,503
資産合計	34,397,707	負債純資産合計	34,397,707

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		34,874,555
売 上 原 価		18,778,930
売 上 総 利 益		16,095,625
販売費及び一般管理費		13,250,302
営 業 利 益		2,845,322
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	123,383	
雑 収 入	106,411	229,794
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20,230	
雑 損 失	211,785	232,016
経 常 利 益		2,843,100
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	21,259	21,259
特 別 損 失		
た な 卸 資 産 評 価 損	115,972	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	58,725	174,697
税金等調整前当期純利益		2,689,662
法人税、住民税及び事業税	844,963	
法人税等調整額	88,423	933,386
少数株主利益		49,113
当 期 純 利 益		1,707,162

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年3月31日残高	5,279,847	6,866,382	16,152,755	△ 558,447	27,740,537
連結会計年度中の変動額					
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減			14,679		14,679
剰余金の配当			△ 692,768		△ 692,768
当期純利益			1,707,162		1,707,162
自己株式の取得				△ 402,019	△ 402,019
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,029,074	△ 402,019	627,054
平成21年3月31日残高	5,279,847	6,866,382	17,181,829	△ 960,467	28,367,591

	評価・換算差額等			少数株主 持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日残高	491,338	△ 224,664	266,673	723,873	28,731,084
連結会計年度中の変動額					
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減					14,679
剰余金の配当					△ 692,768
当期純利益					1,707,162
自己株式の取得					△ 402,019
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 321,703	△ 1,352,674	△ 1,674,378	△ 192,256	△ 1,866,635
連結会計年度中の変動額合計	△ 321,703	△ 1,352,674	△ 1,674,378	△ 192,256	△ 1,239,580
平成21年3月31日残高	169,634	△ 1,577,339	△ 1,407,705	531,616	27,491,503

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 19社

主要な連結子会社の名称

(国内) アコース㈱、タケックス㈱、

TOAエンジニアリング㈱、㈱ジーベック

(海外) TOA ELECTRONICS, INC. [米国]、TOA CANADA CORPORATION [カナダ]

TOA CORPORATION(UK)LIMITED [英国]、TOA Electronics Europe G.m.b.H. [ドイツ]

TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION [台湾]、TOA (HONG KONG) LIMITED [香港]

TOA (CHINA) LIMITED. [中国]、TOA ELECTRONICS PTE LTD [シンガポール]

TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD. [マレーシア]、BBM ELECTRONICS GROUP LIMITED [英国]

TOA VIETNAM CO., LTD. [ベトナム]、PT. TOA GALVA INDUSTRIES. [インドネシア]

PT. TOA GALINDRA ELECTRONICS. [インドネシア]、得洋電子工業股份有限公司 [台湾]

得技電子(深圳)有限公司 [中国]

なお、前連結会計年度まで連結子会社であったパスコ㈱は、平成20年10月1日付けでアコース㈱が吸収合併したため連結の範囲から除いておりますが、合併前のパスコ㈱の損益計算書、株主資本等変動計算書については連結しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社 なし

(2) 持分法を適用していない関連会社

持分法を適用していない関連会社(池上金属㈱)は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は在外子会社15社で、いずれも決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当っては、それぞれの決算日現在の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な連結会社間取引について連結決算上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの：移動平均法による原価法

②デリバティブ取引により生じる債権及び債務

：時価法

③たな卸資産

評価基準は、当社及び国内連結子会社においては原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)、在外子会社においては低価法によっております。

商品(在外販売子会社)：主として先入先出法

製 品：主として月次総平均法

仕掛品及び原材料：総平均法(ただし、一部の原材料については最終仕入原価法)

貯 蔵 品：最終仕入原価法

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益、営業利益及び経常利益が36,300千円、税金等調整前当期純利益が152,273千円それぞれ減少しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)：定率法(ただし、在外子会社、当社の建物・建物附属設備については定額法)

(追加情報)

有形固定資産の耐用年数の変更

当社及び国内連結子会社の機械装置については、従来、耐用年数を6～11年としておりましたが、当連結会計年度より7年に変更しております。この変更は平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことによるものであります。

この変更による当連結会計年度の損益へ与える影響は軽微であります

無形固定資産(リース資産を除く)：定額法

リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)：リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用：定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金：従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、国内子会社において、支給見込額基準により計上しております。

退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数(10年)による定額法により翌期から費用処理することとしております。

なお、国内子会社及び在外子会社の一部については、小規模企業における簡便法を採用しております。

(4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については全面時価評価法を採用しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、損益に与える影響は軽微であります。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱)

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結上必要な修正を行っております。この結果、当連結会計年度の期首の利益剰余金が14,679千円増加しております。また、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益に与える影響は軽微であります。また、営業利益が15,842千円、経常利益が40,726千円、税金等調整前当期純利益が48,346千円、それぞれ増加しております。

6. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

「商品及び製品」、「仕掛品」及び「原材料及び貯蔵品」については従来、「たな卸資産」として掲記しておりましたが、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」はそれぞれ3,651,571千円、378,927千円、1,882,954千円であります。

[連結貸借対照表に関する注記]

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 7,718,368千円 |
| 2. 有形固定資産の減損損失累計額 | |
| 該当事項はありません。 | |

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 (単位：株)

株式の種類	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	35,536,635	—	—	35,536,635

2. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	346,984	10.00	平成20年 3月31日	平成20年 6月30日
平成20年10月31日 取締役会	普通株式	345,784	10.00	平成20年 9月30日	平成20年 12月2日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	338,838	10.00	平成21年 3月31日	平成21年 6月29日

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額 795円66銭

1株当たり当期純利益 49円61銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

(注) 連結注記表における記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	16,942,131	流動負債	2,002,252
現金及び預金	6,365,402	支払手形	16,614
受取手形	1,471,416	買掛金	1,122,973
売掛金	5,061,671	短期借入金	25,000
有価証券	1,300,000	未払金	326,689
製品	2,087,449	未払法人税等	25,090
原材料及び貯蔵品	340,256	未払費用	433,547
前払費用	46,251	リース債務	584
繰延税金資産	173,520	その他	51,751
未収入金	39,512	固定負債	2,051,641
その他	103,516	リース債務	1,841
貸倒引当金	△46,866	長期預り金	397,344
固定資産	10,063,446	退職給付引当金	1,595,260
有形固定資産	4,861,459	長期未払金	57,195
建物	2,325,013	負債合計	4,053,894
構築物	26,973	純資産の部	
機械装置	21,959	株主資本	22,782,049
車両運搬具	44	資本金	5,279,847
工具器具及び備品	250,299	資本剰余金	6,808,739
土地	2,230,104	資本準備金	6,808,739
リース資産	2,396	利益剰余金	11,653,931
建設仮勘定	4,669	利益準備金	679,752
無形固定資産	341,070	その他利益剰余金	10,974,179
電話加入権	25,689	別途積立金	2,930,000
ソフトウェア	236,414	繰越利益剰余金	8,044,179
ソフトウェア仮勘定	25,094	自己株式	△960,467
その他	53,871	評価・換算差額等	169,634
投資その他の資産	4,860,917	その他有価証券評価差額金	169,634
投資有価証券	1,338,750		
関係会社株式	1,693,830	純資産合計	22,951,684
関係会社出資金	597,729	負債純資産合計	27,005,578
長期貸付金	169,617		
敷金	229,922		
長期前払費用	6,000		
繰延税金資産	815,332		
その他	22,224		
貸倒引当金	△12,489		
資産合計	27,005,578		

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		27,125,735
売 上 原 価		15,943,566
売 上 総 利 益		11,182,169
販売費及び一般管理費		9,717,756
営 業 利 益		1,464,413
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	98,359	
雑 収 入	81,818	180,178
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,350	
雑 損 失	125,452	130,802
経 常 利 益		1,513,788
特 別 損 失		
た な 卸 資 産 評 価 損	96,603	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	58,725	155,328
税 引 前 当 期 純 利 益		1,358,459
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	434,527	
法 人 税 等 調 整 額	112,276	546,804
当 期 純 利 益		811,655

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成20年3月31日残高	5,279,847	6,808,739	6,808,739	679,752	2,930,000	7,925,291	11,535,043
事業年度中の変動額 剰余金の配当 当期純利益 自己株式の取得 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						△ 692,768 811,655	△ 692,768 811,655
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	118,887	118,887
平成21年3月31日残高	5,279,847	6,808,739	6,808,739	679,752	2,930,000	8,044,179	11,653,931

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成20年3月31日残高	△ 558,447	23,065,182	491,338	491,338	23,556,520
事業年度中の変動額 剰余金の配当 当期純利益 自己株式の取得 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		△ 692,768 811,655			△ 692,768 811,655
	△ 402,019	△ 402,019			△ 402,019
			△ 321,703	△ 321,703	△ 321,703
事業年度中の変動額合計	△ 402,019	△ 283,132	△ 321,703	△ 321,703	△ 604,836
平成21年3月31日残高	△ 960,467	22,782,049	169,634	169,634	22,951,684

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 重要な資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製 品：月次総平均法

原 材 料：総平均法（ただし、一部原材料については最終仕入原価法）

貯 蔵 品：最終仕入原価法

（会計方針の変更）

当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これに伴い、前事業年度と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益、営業利益及び経常利益が36,872千円、税引前当期純利益が133,476千円それぞれ減少しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備含む）：定額法

建 物 以 外：定率法

（追加情報）

有形固定資産の耐用年数の変更

機械装置については、従来、耐用年数を11年としておりましたが、当事業年度より7年に変更しております。この変更は平成20年度の税制改正を契機に耐用年数を見直したことによるものであります。

この変更による当事業年度の損益へ与える影響は軽微であります。

無形固定資産（リース資産を除く）：定額法

リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、残存価額をリース取引に係るリース資産）：ゼロとする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用：定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金：従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残

存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 重要な会計方針の変更

（リース取引に関する会計基準等）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

前事業年度と同一の方法によった場合と比べ、損益に与える影響は軽微であります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,301,846 千円

2. 有形固定資産の減損損失累計額
該当事項はありません。

3. 偶発債務

保証債務

関係会社の銀行借入金に対し、次の債務保証を行っております。

被保証者	保証金額 (外貨額)	被保証債務の内容
TOA ELECTRONICS, INC. (米国)	112,964千円 (US \$ 1,150千)	銀行の借入保証
TOA VIETNAM CO., LTD. (ベトナム)	2,701千円 (US \$ 27千)	銀行の借入保証
得技電子（深圳）有限公司（中国）	36,345千円 (US \$ 370千) 71,900千円 (RMB 5,000千)	銀行の借入保証
計	223,909千円	

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 1,230,747千円
長期金銭債権 140,450千円
短期金銭債務 924,287千円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高	
売上高	5,726,474千円
仕入高等	13,171,283千円
営業取引以外の取引高	123,136千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	1,652,757株

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
たな卸資産	54,231千円
未払事業税額	4,840千円
未払費用	52,576千円
貸倒引当金	32,216千円
退職給付引当金	648,154千円
長期未払金(役員退職慰労金)	23,199千円
関係会社株式評価損	565,302千円
投資有価証券評価損	235,116千円
減損損失	2,031千円
その他	45,445千円
繰延税金資産 小計	1,663,114千円
評価性引当額	△ 599,693千円
繰延税金資産 合計	1,063,421千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	74,569千円
繰延税金資産の純額	988,852千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主な項目別の内訳

国内の法定実効税率	40.6%
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	1.2%
永久に益金に算入されない項目	△ 1.4%
住民税均等割額	3.7%
試験研究費の特別税額控除	△ 5.4%
外国税額控除	△ 0.9%
評価性引当額	2.5%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.3%

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

1. ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として販売設備（工具器具及び備品）であります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次の通りであります。

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	<u>工具器具及び備品</u>
取得価額相当額	106,965千円
減価償却累計額相当額	<u>66,264千円</u>
期末残高相当額	<u>40,700千円</u>

なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2)未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	17,973千円
1 年 超	<u>22,726千円</u>
計	40,700千円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3)当事業年度の支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	26,511千円
減価償却費相当額	26,511千円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

[関連当事者との取引に関する注記]

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 3	科目	期末残高
子会社	アコース(株)	所有 直接 100%	当社製品の 製造委託	音響機器の 仕入 (注) 1	製品仕入 3,664,437	買掛金	310,343
	TOA エンジニアリング株	所有 直接 100%	当社製品の 販売・設計・ 施工	音響・セキュリティ機 器のエンジニアリング および施工 (注) 1	製品仕入 2,044,572	買掛金	327,219
	TOA Electronics Europe G.m.b.H.	所有 直接 100%	当社製品の 販売	音響・セキュリティ 機器の販売 (注) 2	製品売上 1,844,905	売掛金	429,213

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社製品の仕入価格については毎期、市場価格から算定した価格並びに子会社から提示された総原価を検討のうえ決定しております。
2. 当社製品の売上価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額 677円36銭

1株当たり当期純利益 23円59銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

(注) 個別注記表における記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月19日

T O A 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 芝池 勉 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関口 浩一 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T O A株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T O A株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月19日

T O A 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 芝池 勉 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関口 浩一 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T O A株式会社
の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第61期事業年度の計算
書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別
注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその
附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から
計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に
準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属
明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求め
ている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及び
その適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体として
の計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査
法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断して
いる。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一
般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びそ
の附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において
適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定によ
り記載すべき利害関係はない。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

・ 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけております。

利益配分に関しましては、安定的な配当を基本において、財務体質の強化をはかるとともに、業績動向を勘案しつつ株主への利益還元をはかってまいります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金10円 総額338,838,780円

なお、中間配当金として10円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり20円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

① 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第8条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。

② 「株式等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。

③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、当社定款第9条第3項を附則に移し、附則に所要の規定を設けるものであります。

④ その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

- (2) また、株主の皆様へのサービス拡充の観点から、単元未満株式の買増制度を導入するため、変更案第8条を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章：株式</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条</u></p> <p><u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章：株式</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p><u>第8条</u></p> <p><u>当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当社に請求することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則) 第10条</p> <p><u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いについては、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日) 第11条</p> <p>当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株式取扱規則) 第10条</p> <p>株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日) 第11条</p> <p>当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>附則 第1条</p> <p><u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条</p> <p><u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条</p> <p><u>本附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役井谷憲次氏、竹内一弘氏が任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	井谷 憲次 (昭和26年12月17日生)	昭和51年5月 当社入社 平成12年4月 当社営業本部物流部長 平成13年10月 当社執行役員東日本営業統括部長 平成17年4月 当社執行役員ロジスティクス部長 平成17年6月 当社取締役、常務執行役員SCM本部長 平成19年10月 当社取締役、常務執行役員SCM本部長兼オーディオ開発本部長 平成20年6月 当社取締役、専務執行役員SCM本部長兼オーディオ開発本部長(現任)	1,593,273株
2	竹内 一弘 (昭和33年7月26日生)	昭和56年4月 当社入社 平成12年4月 TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION 社長 平成15年4月 当社首都圏営業統括部長 平成15年11月 当社執行役員首都圏営業統括部長 平成16年10月 当社執行役員東日本営業統括部長 平成18年11月 当社執行役員営業本部副本部長 平成19年4月 当社執行役員営業本部長 平成19年6月 当社取締役、執行役員営業本部長(現任)	10,000株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内

会 場 神戸市中央区港島中町七丁目2番1号

当社本店 XEBEC(ジーベック)ホール

電話 078(303)5620

交通機関 ポートライナー(北埠頭行き)中埠頭駅下車西側へ徒歩3分
(三宮駅から約17分間)

